

柏第四小学校 いじめ防止基本方針（令和5年度）

1 いじめに関する基本的な考え方

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではない。

本校ではだれもが安心して学校生活を送れるように「いじめ防止対策推進法」及び「柏市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等の対策を行う。いじめは絶対にしてはいけないということ、いじめがあることを知って見て見ぬふりをするのはいけないということを全ての児童に十分に理解させる。

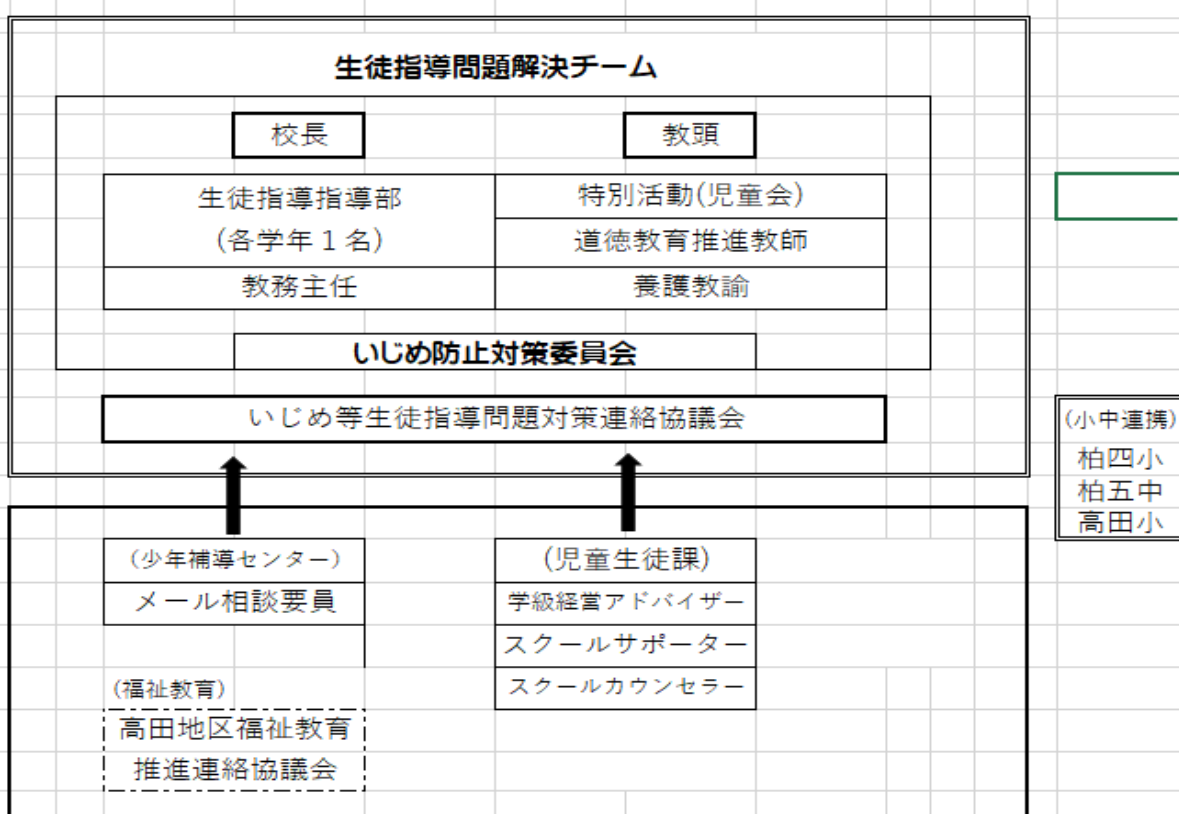
いじめが起きた場合には、いじめを受けた児童生徒の生命心身を保護することを最優先に考え、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他 関係者の連携の下、いじめ問題を克服していく。

（2）いじめの定義

いじめの定義は国の法律によって定められている。いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）法第 2 条には、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

簡潔にいうと、「いじめとは、児童が、他の児童を心理的、物理的に攻撃することで、いじめられている子の心や体が傷ついたり、被害を受けて苦しんだりすること」ということである。インターネットを利用した攻撃も、いじめに含まれる。

2 組織及び組織図



3 いじめの未然防止について

(1) 基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる。未然防止とは、いじめが起きにくい環境を作っていくことである。その方法として、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。そう考えると、学校における全ての教育活動がいじめ未然防止に関係してくると言える。

一人一人の児童の学校での生活が充実し、満足感や安心感を得ていればいじめはおきにくい。友達とけんかをすることはあっても、それがいじめにはつながらず、むしろそこから他人との適切な関わり方を学んでいくはずである。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、原因となるストレスの改善を図ったり、ストレスに適切に対処する力を育てたりしていくことも大切なことである。

(2) いじめの未然防止に関係する本校での取り組み

①教職員の言動・姿勢「一人一人の人権を尊重する行動を！」

- ・生徒指導関係の職員研修や職員会議において児童に対する適切な言葉遣いと接し方についての共通理解を図る。
- ・生徒指導部会、職員会議にて学校の様子、他のクラスの児童の様子について共通理解を図り、職員が協力して教育活動にあたる。

②自己存在感が味わえる学級づくりに努める。

- ・学級内で、係活動や行事の活動を通し、児童一人一人が活躍できる場をつくる。
- ・校内授業研修の充実をはかり、生徒指導の機能を生かしたわかる授業、主体的に児童が授業に参加できる活動、授業場面で活躍できるための授業を目指す。

③子供たちの主体的な参加による活動

- ・あいさつ運動など主体的に取り組む委員会活動の実施。
- ・異学年交流を促進する青空グループ活動の実施。

④保護者や地域との連携

- ・児童の様子について共通理解を測るための学級懇談会や、教育相談週間の実施。
- ・ホームページの更新頻度を上げて、日々の教育活動を周知する。

*その他

道徳教育の充実のための取り組み

- ・命を大切にするキャンペーンや人権週間いじめ防止月間における取組
- ・ネットモラル教育の推進
- ・性的違和や性的指向・性自認に関わる児童生徒の理解促進
- ・特別支援教育への理解促進
- ・外国をルーツに持つなど、多様性の理解促進

4 いじめの早期発見について

(1) いじめの早期発見のために必要な取り組み

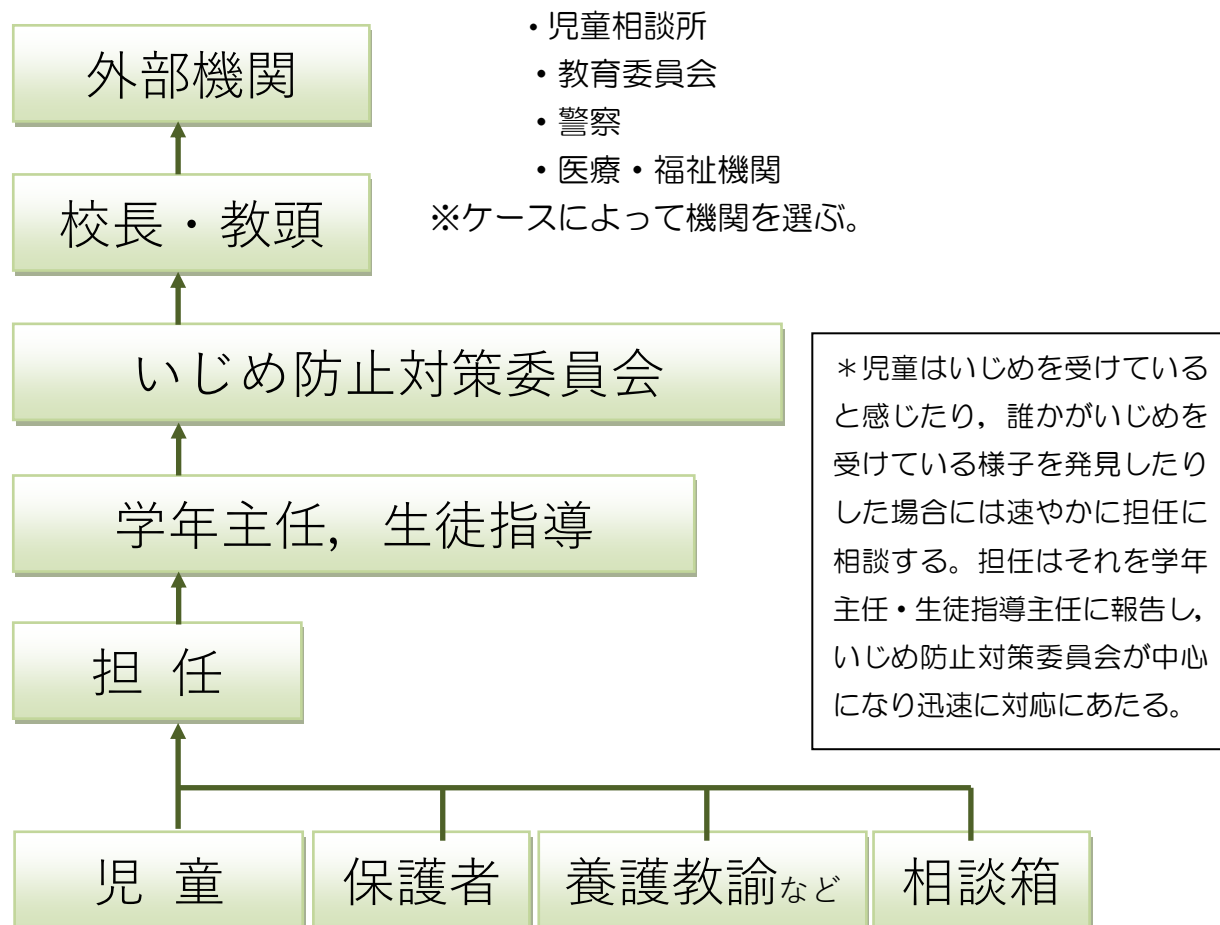
いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり

軽視したりすることなく積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く持つことが重要である。

(2) 具体的な取り組み

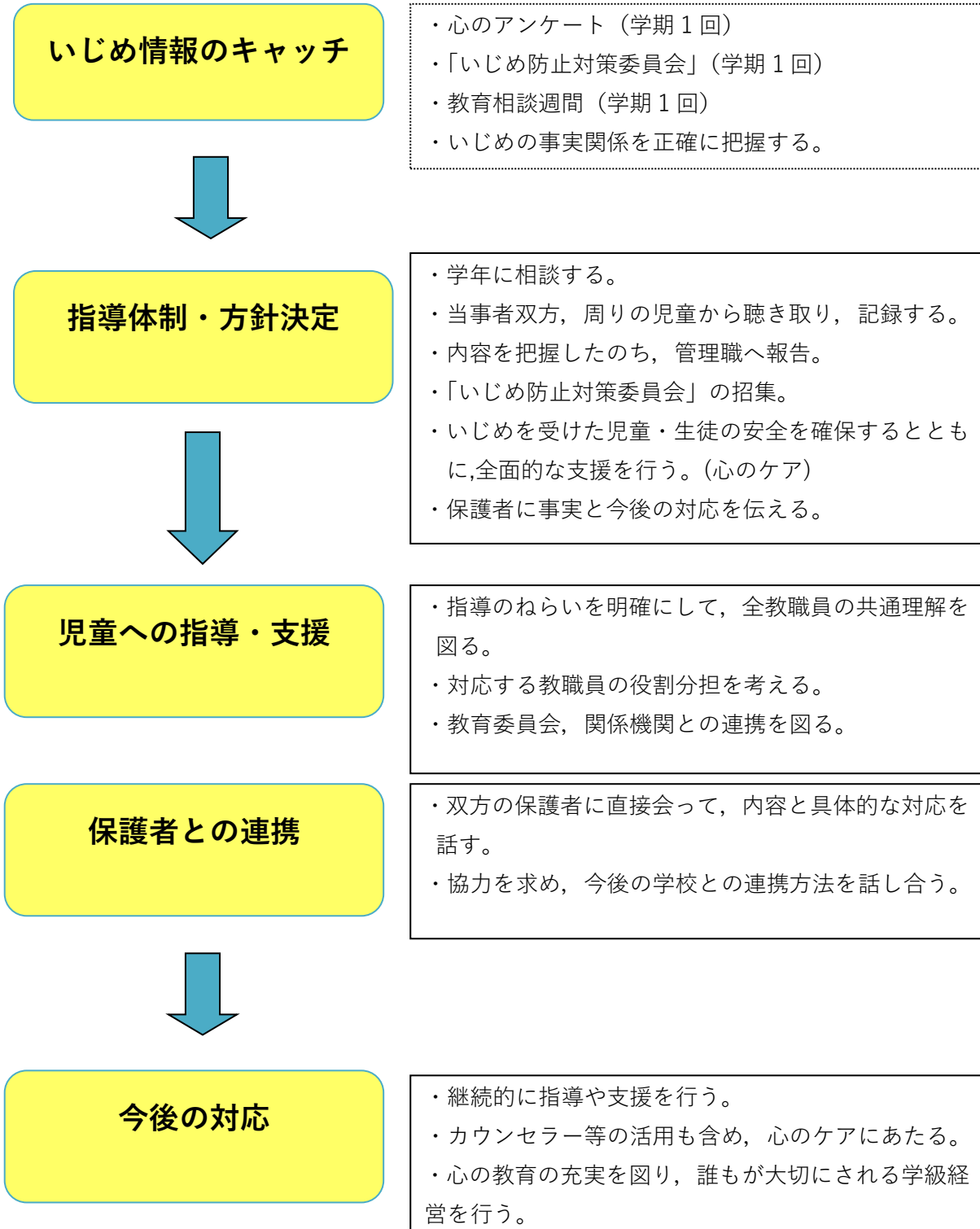
- ①学期に1度、「心のアンケート」調査を行い、教育相談を実施する。
- ②学期に1度、「いじめアンケート」調査を行い、いじめの早期発見に努め、早期対応につなげる。
- ③教育相談に関しては、全教職員である。
- ④児童の些細な変化に気づくために気を付けてみる、主なポイント
 - ・朝の健康観察（元気がない、いつもと様子が違う）
 - ・休み時間の過ごし方（ひとりぼっち、誘われない、断られる）
 - ・グループ作り（避ける）
 - ・掃除の様子（机を運ばない）
 - ・給食の配り方（少なくしたり、避けたりする）
 - ・言葉遣い（呼び捨て、強い口調）
- ⑤子供の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を示す。
- ⑥いじめ防止に関して、保護者との連絡方法を定める。
 - ・保護者面談、電話連絡など
- ⑦SOS の出し方に関する教育の推進

5 いじめの相談・通報の体制について



6 いじめを認知した場合の対応について

いじめ対応の基本的な流れ



7 いじめの指導について

(1) 被害者に対して

- ・ いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ・ 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ・ 被害者と保護者が納得するまで指導する。
- ・ 複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、学校生活の様子を保護者に伝え、安心して学校生活を送れるように努める。

(2) 加害者に対して

- ・ いじめたとされる児童からもいじめた気持ちや状況などについて事実関係を複数の教員で聴取を行う。
- ・ いじめがあったことが確認された場合は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。
- ・ 警戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(3) 傍観者に対して

- ・ はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- ・ いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡させる。

8 重大事態への対処について

(1) 重大事態の意味

重大事態とはいじめを受けた児童が、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合、及びいじめにより児童が相当期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認める場合を言う。具体的な例として以下のケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合にはただちに、教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を柏市長に報告する

(3) 重大事態の調査

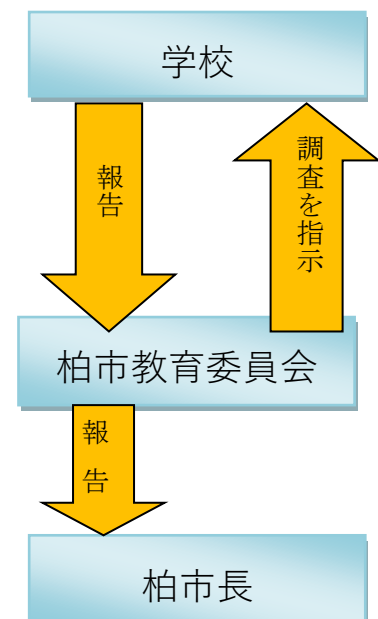
教育委員会からの指導や支援を受けながら、学校内のいじめ防止対策委員会が中心となり、まずは客観的な事実関係を速やかに調査し、対応にあたる。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会が主体となり調査を実施する。教育委員会が調査を行う際には児童生徒課及び関係機関を中心に調査委員会を組織し、必要に応じて弁護士、医師等のアドバイスを受けることとする。

(4) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童や保護者に対して説明する。
- ② 調査結果の報告
調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。



*状況により教育委員会が中心に調査する場合もある。



いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

9 公表・点検・評価

- (1) 学校いじめ防止基本方針は、ホームページ等を通じて保護者や地域に公表する。
- (2) 年間計画にいじめ問題に関する調査を定め、折にふれていじめ状況を確認する。いじめ防止対策委員会を組織していじめについての調査や分析を行い、学校全体として、いじめの実態把握や迅速な対応に努める。また、千葉県や柏市の基本方針の改定に応じて学校基本方針を見直すこととする。
- (3) 学校評価にいじめ問題に対する取組を評価する事項を入れて、保護者・児童・教職員等で評価し、次年度の改善に生かす。

10 策定

令和5年4月